

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第6号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月15日 13時00分ごろ
発生場所	沖縄県南 ^{なんじょう} 城市久高島南西方沖 久高島灯台から真方位246° 1.6海里付近 (概位 北緯26°08.7′ 東経127°51.3′)
事故等調査の経過	平成25年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 セイブ丸、4.58トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-16511（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機冷却海水ポンプの損傷、舵、プロペラ翼及びプロペラ軸の曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、中古で購入した本船を回航するため、沖縄県沖縄市泡瀬^{あわせ}漁港に向け、久高島南西方沖を約9ノットの対地速力で東北東進していたところ、機関室の換気口から白煙が出ており、機関の過熱を示す警報ランプが点灯していることに気づき、機関を停止して錨泊することにした。</p> <p>船長は、船首甲板にあったロープを錨に結んで投錨したところ、ロープが思いのほか短く、ロープの端が船体に結ばれていなかったため、ロープと共に錨が海中に落下した。</p> <p>船長は、錨の代用品を探したが、見当たらず、本船は風波に圧流され、平成24年12月15日13時00分ごろ久高島南西方沖のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁及び漁業協同組合に連絡し、本船は、漁業協同組合から依頼を受けた漁船によって満潮時に引き出され、えい航されて泡瀬漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、本船を購入したのちに漁業協同組合に加入して漁業を始める予定であり、それまでは親族の所有するボートを年に数回ほど操縦していた。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、久高島南西方沖において、機関が故障して錨泊する際、船長が、船首甲板にあったロープの長さ確かめずに錨に結び、他端を船体に固縛せずに投錨したことから、水深よりもロープの長さが短く、ロープと共に錨が海中に落下し、風波に圧流され、さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、久高島南西方沖において、機関が故障して錨泊する際、船長が、船首甲板にあったロープの長さ確かめずに錨に結び、他端を船体に固縛せずに投錨したため、水深よりもロープの長さが短く、ロープと共に錨が海中に落下し、風波に圧流され、さんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航前に必要な装備品の点検をしておくこと。